

## 同和教育基本方針

### はじめに

「同和教育は、人権尊重の精神に徹し、今なお現存する部落差別を一掃するとともに、同和問題から提起される諸課題の解決をめざして行う教育である。この点から、同和教育は教育の根幹を支えるものである。したがって、実践にあたっては、すべての学校・園・所、すべての地域社会、すべての家庭において推進されなければならない。」このことが野洲市で進めていく同和教育の基本理念である。

本市においては、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申を原点として、同和対策事業の推進はもとより、学校・園、地域社会において部落差別をなくす取り組みを進めてきたが、昭和63年（1988年）社同協役員差別発言事件、野洲中学校連続差別事件など数多くの悪質極まりない差別事件を引き起こしてしまった。

これらのことを教訓とし、また同和教育推進の原点として、組織や教材の見直しを行い現在に至っている。

しかしながら、今なお差別落書きや差別発言など同和地区住民の生きる権利を否定する差別事件が跡を絶たない現状がある。

冒頭の基本理念を再認識し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、学校・園、地域、家庭などあらゆる場で同和教育の一層の深化、充実を図るものである。

同和教育は人権教育推進の核となるべき課題である。この基本方針では部落差別をなくすための取り組みについての方向性に重点を置くこととした。

### 1. 就学前・学校教育

#### (1) 現状

昭和63年（1988年）に発生した「野洲中学校連続差別事件」を教訓とし、組織、指導内容の点検を行いつつ、保育園・幼稚園・小学校・中学校と連携を深めながら、同和教育の取り組みを進めているところである。

「学校園所同和教育推進委員会」「学校園所教育研究会」「教職員同和问题研修推進委員会」などの組織を通じ、小学校、中学校における部落問題学習、人権学習の充実を図ってきた。さらに、就学前からの系統的な同和教育の推進により、「人権意識の高揚」「同和问题の科学的認識」「差別をしない、許さない行動ができる子どもの育成」を図ってきた。その結果、市内の学校・園において同和教育の取り組みが定着してきた。同時に、教職員の同和问题に対する理解・認識も一定の深まりが見られるようになってきている。

また、学校・園と家庭が共通の認識のもとで子どものよりよい成長に携わろうとする姿勢も見受けられるようになってきた。

しかしながら、学校現場では今なお差別事件が発生しており、差別を容認する風土や差

別行為に至ってしまう土壌が存在することは否定できない。その要因とし次のような課題が挙げられる。

- ア 自分の問題として教職員が主体的にとらえ、差別をなくす実践に結びつく教職員の認識を高める姿勢
  - イ 差別を許さない集団づくりに向けた反差別をつらぬく人間関係の構築
  - ウ 全教育活動を通じた系統的な同和教育の推進
  - エ 個々の子どもが持つ教育課題への対応
  - オ 進路保障に向けた取り組み
  - カ 教職員と子どもを中心に、人と人の信頼関係を確立する取り組み
  - キ 学校・園、家庭、地域の連携
- これらの課題の克服を急がなければならない。

## (2) 基本方向

- ア 教職員自らがちがいを認め合い差別をなくす実践者として、教職員の同和問題に関する理解、認識をさらに高める。
- イ 学校園同和教育の充実を図り、差別をなくす行動ができる子どもを育成する。
- ウ 各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、全教育活動を相互に関連づけ、日常的な学習の中で同和教育を展開する。
- エ 関係機関等との連携を図り、児童生徒が見せる姿の背景を受け止め、個々の子どもが持つ教育課題の的確な見極めと適切な対応を行う。
- オ 自らの将来に対して目標や展望がもてるように、分かる楽しさ、学ぶ意欲、人とながる喜びが感じられる教育を推進する。
- カ 日々の園生活の中で命の尊さを学ぶ体験をし、人権尊重の芽生えを育む。
- キ 幼児期に生きる力の基礎を培い、仲間づくりを進める。
- ク 子どもの姿を通して地域、家庭に対する啓発を行う。
- ケ 差別を見抜き差別をなくす子育てができるように保護者と連動し、研修を推進する。

## 2. 社会教育

### (1) 現状

市が主催する啓発講座や各種研修会、講演会、啓発冊子の発行などの教育・啓発活動と、市人権啓発推進協議会、学区人権啓発推進協議会を核とした住民主導の取り組みを通して社会同和教育を推進しているところである。

しかしながら、差別落書きや差別発言などの差別事件が跡を絶たず、すべての住民の意識変革には至っていないことも現実である。

その要因として、「自分は差別していないから関係ない」など差別問題を自分自身の課題

として捉えられていないことがあげられる。

差別問題が自分自身とどうかかわっているのか。差別をなくすために何ができるのか、何をすべきなのかを明らかにできるような啓発活動の手法、内容を見直し、検討していく必要がある。

また、これまでの差別事件からも明らかにされてきたが、学校・園、家庭、地域社会がいつそう連携を強化し同和教育に取り組んでいく必要がある。そのためにも地域での懇談会、保護者会やPTAでの研修会など実施されてはいるが、一人ひとりを大切にする、あらゆる差別を許さない意識を高める内容になっているか点検、見直しを行う必要がある。

## (2) 基本方向

- ア 差別問題を自分の問題と捉えられるよう手法、内容を創意工夫し、啓発を行う。
- イ 市人権啓発推進協議会を核として、住民主導の啓発活動をより推進する。
- ウ 地区別懇談会、PTA、保護者会など各種研修が計画的、継続的に開催されるよう指導する。
- エ 地域におけるリーダー育成を行う。
- オ 人権尊重の精神を基盤とした生涯学習の推進をさらに充実する。

## 3. 地区内教育

### (1) 現状

同和問題解決の中心的課題の一つである地区住民の生活の安定と向上、地区児童生徒の進路保障を実現するための活動（事業）を推進してきた。

また、地区住民を対象とした社会教育については、野洲地域総合センターや有隣館を中心として、解放に向けた自立意欲・連帯意識の高揚を図ることを基本に、教育・文化の振興を推進してきた。しかし、自立した地域づくりをめざした計画的な取り組みにはなりえていない状況にある。

地区の子どもを対象とした教育活動については、教育条件の整備とともに、学校・園と地域、家庭の連携や地域あげでの教育活動を推進してきた。このことによって、高校、大学への進学率は一定改善され、子育てに対する地域ぐるみの基盤づくりもされつつある。

### (2) 基本方向

- ア 部落解放を展望する住民主導の地域づくりをめざして地区内各種社会教育活動を振興するとともに、同和地区内外住民が交流・連帯する文化活動・コミュニティー活動を充実していく。
- イ 部落解放に向けた地域ぐるみの子育てを実践するために、乳幼児から一貫した教育の確立をめざすとともに、野洲地域総合センターや有隣館を中心に学校・園と地域家庭の

連携をさらに充実していく。

ウ 地区児童・生徒に対して教育の機会均等と進路の保障を図るために、一人ひとりの生活実態及び学力の状況を総合的かつ継続的に把握し、基礎学力の充実と幅広い知識の取得をめざして、教育条件の一層の整備を図る。